

同意第4号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、  
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の  
同意を求める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

住 所 宇部市大字船木2681（逢坂）

氏 名 川 上 賢 誠

生年月日 昭和30年1月8日

提案理由 川上賢誠委員の任期が令和8年5月30日をもって満了するため

(参 考)

○ 地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 略

5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

○ 山陽小野田市税条例

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

○ 現在の委員

上 原 英 治 ( R5.5.31～R8.5.30 )

◎川 上 賢 誠 ( R5.5.31～R8.5.30 )

平 岡 敏 行 ( R5.5.31～R8.5.30 )

# 経 歴

現住所 山口県宇部市大字船木 2 6 8 1 (逢坂)

かわ かみ たか よし  
川 上 賢 誠  
昭和 3 0 年 1 月 8 日生 ( 7 1 歳)

## 学 歴

昭和 5 3 年 3 月 日本大学法学部法律学科卒業

## 職 歴

昭和 5 3 年 4 月 小野田市 奉職  
平成 1 5 年 4 月 教育委員会社会教育課長  
平成 1 7 年 3 月 教育委員会文化振興課長  
平成 1 8 年 4 月 議会事務局次長 (課長待遇)  
平成 2 0 年 4 月 総務部税務課長  
平成 2 2 年 4 月 国体室長 (次長待遇)  
平成 2 4 年 4 月 市民生活部長  
平成 2 7 年 3 月 退職  
平成 2 7 年 4 月  
( 石丸総合館長  
令和 2 年 3 月

## 公 職 歴

昭和 6 3 年 1 月	楠町消防団 入団
平成 2 2 年 5 月	宇部市消防団 入団
令和 3 年 4 月	
{	宇部市消防団 船木分団 分団長
令和 7 年 3 月	
令和 5 年 5 月	
{	山陽小野田市固定資産評価審査委員会 委員
現 在	

同意第4号参考資料



川 上 賢 誠

令和8年（2026年）2月20日

山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員としての抱負

川上賢誠

固定資産の価格は、市民の税負担に大きな影響を及ぼすことから、常に公平で公正な賦課を行うことが重要ですが、固定資産評価審査委員会は、その価格に関する不服について、中立的、専門的立場から審査決定する機関であります。

厳しい経済状況の中、市民の税に対する関心は近年高まっていることから、市民及び納税義務者の立場に立って、関係者の意見を十分に聴き、公平かつ公正な価格の決定をすることが、市民の税に対する信頼につながり、円滑な税務行政を進めていく上でとても大切なことであると考えます。

もとより、微力ではございますが、市民の皆様の期待に応えることができるよう、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。